

広島県告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町西宗字岩原一〇八五九の一、一〇八六〇、一〇八六一の二、一〇八八九の一、一〇八八九の五、一〇八八九の八から十、一〇八九二の一、一〇八九四、字船岩一〇九〇四の二、一〇九二〇の二、一〇九二一、一〇九二二、一〇九二三の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇九二三の二、一〇九二三の七、一〇九二五

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）